

札幌市告示第 1769 号

「医療機関等における感染症版 B C P 策定促進業務」の公募型プロポーザルの実施について、下記のとおり告示する。

令和 7 年（2025 年）4 月 24 日

札幌市長 秋元 克広

記

- 1 契約担当部局 〒060-0042 札幌市中央区大通西 19 丁目 WEST19
札幌市保健福祉局 保健所 感染症総合対策課
電話(011)622-5199
- 2 企画提案に付する事項
 - (1) 業務名
医療機関等における感染症版 B C P 策定促進業務
 - (2) 調達案件の仕様等
「医療機関等における感染症版 B C P 策定促進業務」仕様書による。
 - (3) 履行期間
契約締結日から令和 8 年（2025 年）3 月 19 日(木)まで
 - (4) 契約に至るまでの流れ
 - ア プロポーザル参加者の募集及び企画提案書の受付
 - イ 提案内容について企画競争実施委員会で審査
 - ウ イの審査で、最も優れた企画提案者を契約候補者として選定
 - エ 上記ウの契約候補者と所定の手続を経て、委託契約を締結する。なお、プロポーザルの応募方法及び提出書類の詳細については、「医療機関等における感染症版 B C P 策定促進業務」提案説明書及び仕様書による。
 - (5) 企画提案書提出期限
令和 7 年 5 月 23 日（金曜日）17：15 必着
- 3 応募資格
応募者は次の条件をすべて満たすものとする。
 - (1) 原則として、企画提案の応募を行う時点において、札幌市競争入札参加資格を有すること。なお、札幌市競争入札参加資格者以外の者が企画提案を行おうとする場合においては、1 に記載の提出先に予め問い合わせの上、指定する書類【申出書（別途様式指定）、履歴事項全部証明書、定款(寄付行為)、直近の決算書、納税証明書、法人の概要を確認できる書類等】を提出すること。
 - (2) 会社更生法による更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申し立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状況が著しく不健全でないこと。
 - (3) 企画提案書の提出期限において、札幌市競争入札参加停止措置要領の規定に基づく参加停止措置を受けていないこと。
 - (4) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
 - (5) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団その他の反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動への関与が認められる者でないこと。
- 4 提案説明書及び仕様書等の交付方法
令和 7 年 4 月 24 日から札幌市公式ホームページに公開する。